

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		仮使用の承認
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 1 条第 5 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7543)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>仮使用の承認は、次の要件に適合するときに行うものとする。</p> <p>(1)承認に係る部分が変更の工事に係る部分以外の部分であること。</p> <p>(2)当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事中においても、必要に応じ防火上の措置を講じる等により、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められること。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 0 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 1 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		